

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (漁業管理課)	1
○公共測量の終了の通知 (用地対策課)	1
○道路の区域変更 (2件) (道路課)	1
○公有水面埋立ての免許 (港湾・海岸課)	1
公告	
○農用地利用配分計画の認可の申請 (農地・担い手対策課)	2
高知県教育委員会規則	
◎高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則	2
正誤	
○正誤 (平28・1・22付け 告示)	3

告 示

高知県告示第92号
 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
 平成28年2月26日
 高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項
 (1) 発起人の住所及び氏名
 宿毛市 中西直秀
 " 濱場得弘
 " 浜中誠
 (2) 加入区の名称
 大海加入区
 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
 すくも湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間
 平成28年2月26日から同年3月11日まで

(2) 縦覧場所
 すくも湾漁業協同組合大海支所事務所

高知県告示第93号
 香南市長から平成27年5月高知県告示第291号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成27年10月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
 平成28年2月26日
 高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第94号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成28年2月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成28年2月26日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡大豊町川井字柳淵682番1から長岡郡大豊町川井字柳淵683番1まで	前	11.2 59.1	183
	後	14.5 59.1	180

高知県告示第95号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成28年2月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成28年2月26日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知伊予三島
- 3 道路の区域

区 間	変更前	敷地の幅員	延 長

	後の別	(メートル)	(メートル)
土佐郡土佐町東石原字鉄炮辻2183番1地先から土佐郡土佐町東石原字子ノ尻2212番2まで	前	4.4 5.9	118
	後	4.4 9.9	118

高知県告示第96号
 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により次のとおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。
 平成28年2月26日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 免許を受けた者の住所及び氏名又は名称
 高知市丸ノ内一丁目2番20号
 高知県（高知県知事 尾崎 正直）
- 2 埋立区域
 - (1) 位置
 須崎市浦ノ内出見字汐ヤ崎1374番口地先の公有水面
 - (2) 区域
 次の各点を順次に結んだ線及び点11と点1とを結ぶ平成27年の春分の日の満潮位（Tプラス0.63メートル）における公有水面と護岸との境界線により囲まれた区域
 点1 四等三角点桜木（北緯33度26分49秒9178・東経133度23分45秒3014）から180度07分19秒440.14メートルの地点
 点2 点1から37度23分03秒10.94メートルの地点
 点3 点2から41度56分54秒9.30メートルの地点
 点4 点3から46度26分01秒9.30メートルの地点
 点5 点4から50度34分38秒9.33メートルの地点
 点6 点5から53度55分59秒9.56メートルの地点
 点7 点6から55度49分03秒6.94メートルの地点
 点8 点7から56度20分57秒2.02メートルの地点
 点9 点8から343度04分46秒4.04メートルの地点
 点10 点9から325度18分17秒4.85メートルの地点
 点11 点10から325度17分41秒11.21メートルの地点
 - (3) 面積
 832.64平方メートル
- 3 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位置
 須崎市浦ノ内出見字汐ヤ崎1374番口地先の公有水面
 - (2) 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び点Lと点Aとを直線で結んだ線により囲まれた区域

点A 四等三角点桜木（北緯33度26分49秒9178・東経133度23分45秒3014）から180度06分18秒453.40メートルの地点

点B 点Aから46度37分44秒69.91メートルの地点

点C 点Bから57度07分29秒26.97メートルの地点

点D 点Cから35度42分08秒16.55メートルの地点

点E 点Dから26度47分02秒30.78メートルの地点

点F 点Eから317度25分00秒10.10メートルの地点

点G 点Fから226度01分46秒9.72メートルの地点

点H 点Gから242度44分35秒37.15メートルの地点

点I 点Hから241度09分16秒49.61メートルの地点

点J 点Iから203度24分21秒18.38メートルの地点

点K 点Jから198度44分13秒31.01メートルの地点

点L 点Kから182度50分25秒15.52メートルの地点

(3) 面積

4,244.61平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

5 免許年月日

平成28年2月3日

公 告

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成28年2月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

(1) 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称

四万十市森沢3150番地

亀岡 廣三

(2) 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番

四万十市森沢字松ノハナ1556番、1557番、1558番及び1559番並びに字ヲゲヤシキ3204番1及び3210番1

2 申請年月日

平成28年2月12日

3 縦覧場所

高知県農業振興部農地・担い手対策課

4 縦覧の期間及び時間

平成28年2月26日（金）から同年3月11日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）

5 意見書の提出先

高知市丸ノ内一丁目7番52号

高知県農業振興部農地・担い手対策課

教育委員会規則

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科目の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月26日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第2号

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科目の設置に関する規則の一部を改正する規則

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科目の設置に関する規則（昭和48年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

本則の表高知県立須崎高等学校の項中「総合学科」を「普通科」に改め、同表高知県立須崎工業高等学校の項中「機械科 造船科 電気情報科 ユニバーサルデザイン科」を「機械系学科 電気情報系学科 システム工学系学科」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科目の設置に関する規則の規定により設置された高知県立須崎高等学校の全日制の課程の総合学科（以下この項において「須崎高校総合学科」という。）並びに高知県立須崎工業高等学校の全日制の課程の機械科、造船科、電気情報科及びユニバーサルデザイン科（以下この項において「須崎工業高校機械科、造船科、電気情報科及びユニバーサルデザイン科」という。）は、この規則による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科目の設置に関する規則の規定にかかわらず、平成29年3月31日に須崎高校総合学科及び須崎工業高校機械科、造船科、電気情報科及びユニバーサルデザイン科に在学する者がそれぞれ須崎高校総合学科及び須崎工業高校機械科、造船科、電気情報科及びユニバーサルデザイン科に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平28・1・22	9806	○告示	1	右 (2・3)	高知県林業振興・環境部治山林道課並びに香美市役所及び関係町村役場	高知県林業振興・環境部治山林道課並びに香美市役所及び関係町役場